「統計調査員」求人情報

統計調査員…法律に基づく統計調査を担う非常勤公務員

経験不問
掛け持ちOK

秋田県
調査統計課
【 令和8年10月作成 】

募集する職種

「毎月勤労統計調査（第二種事業所）」調査員（秋田県の非常勤職員）

ここが魅力

- 経験や知識は不要
- 就活・社会勉強
- 業務中は公務員

秋田市内にどんな企業・事業所があるか知る機会！
地元企業の実情を知ることができ、ビジネスマナーや計画性が身につくかも!?

非常勤の県庁職員として働き、国が定める報酬を支給

1. 業務内容

担当地区の事業所名簿作成、事業所への調査票配布・回収など

① **名簿の作成（令和9年2月）**

担当地区（約80～120事業所）の事業所の**事業所名や人数**などを**現地**で**聞取確認**

② **本調査（令和9年7月～令和11年1月 / 毎月）**

「10事業所」を**訪問**し、**調査票**を**配布・回収・点検** ※オンライン・郵送回答は回収不要

区分	① 名簿作成調査（準備期）	② 本調査（毎月）
時期	①令和9年1月　説明会参加 ②令和9年2月　名簿作成	①令和9年6月　説明会参加 ②令和9年7月 ～ 令和11年1月（19ヶ月間）
内容	担当エリアを巡回し、店舗やオフィスの確認・名簿づくり	指定された事業所へ調査依頼、用品お届け・回収
作業時間	①1月中に2時間程度 ②期間中に合計 48時間程度 （目安：1日2時間×24日程度／期間内で自由調整）	①6月中に2時間程度 ②7月以降　目安労働時間：月4日程度（1～3時間/日）
報酬	①説明会参加　1万円程度 ②名簿作成　6万円程度（時給換算1,250円程度）	①説明会参加　1万円程度 ②本調査　毎月3万円程度

※令和9年3～5月間は原則勤務・報酬がない期間

※支給方法：口座振込

［ **調査員任命期間** ］ 令和**9**年**1**月～令和**11**年**1**月までの**約2年**

支給日：毎月21日（※土日祝の場合は直前の開庁日）

2. 応募資格

令和9年1月～11年1月の期間中、活動が可能な方

3. 応募方法

11/30（月）まで 県（下記）に【希望地区】とあわせて ご連絡ください

まずは **お気軽**に **県**まで **E-メール** または **お電話** で **お問合せください**

秋田県 政策企画部 調査統計課 経済統計チーム

✉ Toukeika@pref.akita.lg.jp

☎ 018−860−1256（直通）

【担当者】堀川

求人情報の有効期間は令和8年11月6日から同年11月30日まで

「毎月勤労統計調査（第二種事業所）」調査員募集 Q&A

Q1 何を調べる調査？ 募集している調査地区はどこですか？

【 調査の目的 】

統計法に基づき、雇用、給与及び労働時間などの変動を明らかにするため、指定された店舗や事業所を対象に毎月調査するものであり、国の労働・経済施策の立案や、最低賃金の改定、各種給付金の算定などに活用されています。

実施時期は毎月です。

【 募集対象の調査地区 】

今回は秋田市内の３地区で募集しています。

【対象地区】

- 山王 地区（官公庁街周辺）
- 牛島東・仁井田 地区
- 土崎 地区（土崎港相染町・飯島周辺）

※ 応募時にご希望の地区をお伺いしますが、応募状況や調整によりご希望と異なる地区を担当していただく場合があります。

Q2 本調査が始まったら、毎月すべての事業所に訪問して回収するの？

事業所の回答方法は、大きく分けて「オンライン回答」と「調査票回答（①調査員回収 / ②県に直接郵送）」があります。

初回の訪問時に「インターネット（オンライン）回答」や「郵送・本社一括回答」を選択していただくことで、翌月以降は毎月の直接訪問や紙の回収作業が不要となります。

※ 事業所の状況変更（廃業や移転等）に伴う確認など、必要に応じて一時的に対応をお願いする場合があります。

Q3 途中で辞めたらどうなる？ 調査員回収がないと報酬は減額？

万が一途中で退任される場合でも、それまで従事された分の手当（報酬）は支給されます。

また、担当するすべての事業所がオンライン回答・郵送回答を選択し、毎月の直接訪問や回収作業がなくなった場合でも、手当（月々の報酬）は満額支給されます。

初回訪問時に事業者へオンライン回答を丁寧に案内し導入してもらうことは、調査員自身の作業時間を大幅に減らし、コストパフォーマンスを飛躍的に向上させることにつながります！

Q4 事業所に断られたらどうしよう

なかには「忙しくて協力できない」という事業所もあります。まずは無理のない範囲でお願いし、判断に迷うことがあれば遠慮なく県までご連絡ください。

【 公務員としての自覚・責任が必要 】

業務中の身分は県庁職員となります。

知り得た個人情報の漏えいや不誠実な言動、飲酒運転など不正・不適切行為については、法的責任に止まらず、県民や報道機関から厳しく追求されることを忘れずに調査してください。